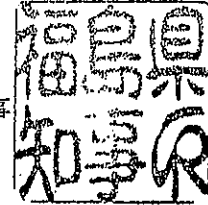


23 環保第 1905 号
平成 23 年 11 月 30 日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準等の見直しについて (諮問)

このことについて、水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号) 第 21 条第 1 項及び福島県生活環境の保全等に関する条例 (平成 8 年福島県条例第 32 号) 第 96 条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項及びその理由

(1) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準の見直しについて

水質汚濁防止法 (以下「法」という。) に基づく 1,1-ジクロロエチレンに係る一律排水基準が改正されたことに伴い、法との整合を図るため、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例に基づく当該項目に係る排水基準を見直すこととしたい。

(2) 福島県生活環境の保全等に関する条例第 29 条第 1 項に基づく排水指定事業場排水基準等の見直しについて

本県では、福島県生活環境の保全等に関する条例 (以下「生環条例」という。) により、ゴルフ場で使用される農薬を法定外有害物質として定めているが、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針 (環境省通知。以下「指針」という。) において改正となった法定外有害物質に係る種類、基準値等を見直すこととしたい。

また、1,1-ジクロロエチレンに係る排水指定事業場排水基準も併せて見直すこととしたい。

2 見直しの内容

(1) 法第 3 条第 3 項に基づく排水基準の見直しについて

1,1-ジクロロエチレンに係る排水基準 (特別排水規制水域等に係るものをいう。) を 0.02 mg/L から 0.1mg/L に改正する。

(2) 生環条例第 29 条第 1 項に基づく排水指定事業場排水基準等の見直しについて

ア 排水指定事業場排水基準

指針の改正を踏まえて法定外有害物質の追加及び削除を行い、当該項目の排水指定事業場排水基準について、その他の水域に係るものを指針値と同様なものとし、特別排水規制に係るものをその 10 分の 1 の値とする。

また、1,1-ジクロロエチレンの排水指定事業場排水基準について、その他の水域に係るものを 1mg/L、特別排水規制に係るものを 0.1mg/L とする。

イ 法定外有害物質の検定方法等

法定外有害物質に係る地下浸透の規制に係る基準の検定方法について、指針と整合を図るものとし、当該方法で得られる検出下限値を基準値とする。